

会報 全住協

2015
1月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

一般社団法人 全国住宅産業協会 会 長 神 山 和 郎

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

東日本大震災の被災地では4度目の冬を迎えました。一日も早い安定した居住環境の実現を願うものであります。

日本列島は、昨年も大規模な自然災害にみまわれました。8月豪雨による広島市の土砂災害、9月には御嶽山噴火によって多数の人々が被災されました。心よりお見舞い申し上げます。

日本経済は、実質GDPが2四半期連続マイナス成長となり4月の消費税増税以後、個人消費の戻りが鈍く足元の景気は停滞しております。アベノミクス効果により大企業を中心に企業収益が改善しているものの、中小企業・小規模事業者や地域経済は厳しさを増しております。

住宅・不動産市場においては、消費税負担増の緩和措置として、住宅ローン減税の拡充とすまい給付金が講じられましたが、消費税率引上げ後の反動減は、新設住宅着工動向が示すように予想以上に大幅な落ち込みが続いており、回復の兆しが見えておりません。加えて、事業用地の取得難や建設資材や労務費の上昇など、市場を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

さて、今年10月の消費税率10%への引上げは、1年半先送りが決定となり、軽減税率制度については10%引上げ時の導入を目指し対象品目、区分経理、安定財源など早急に具体的な検討を進めることとなりました。恒久的な負担軽

減措置として、住宅取得に対する軽減税率の適用を強く要望するものです。

一方、昨年末平成27年度税制改正大綱及び緊急経済対策が発表に

なり、住宅取得資金に係る贈与税の非課税枠の延長・拡充、住宅ローン減税とすまい給付金の適用時期の延伸、買取再販の住宅取得に係る不動産取得税の特例措置の創設、特定の事業用資産の買換え特例措置の延長などの実現、さらに住宅金融支援機構のフラット35Sの金利引下げ幅の拡大、省エネ住宅に関するポイント制度を実施することとしており、足下の住宅着工を下支えるものと大いに期待されるところであります。

今後も、地域経済にも大きく貢献する住宅・不動産市場の活性化は不可欠であり、継続的に実効性のある施策を積極的に打ち出すことが極めて重要であります。

本年も中堅・中小企業を取り巻く環境は厳しいものがありますが、いうまでもなく安全・安心で良質な住宅を供給することは、われわれ住宅供給事業者の責務であり、国民の豊かな住生活を実現するため、業界を取り巻く諸課題に全力で取り組んでまいり所存です。

全国の住宅供給の一翼を担う中堅企業の結集団体として、会員の英知と熱意を結集し、協会活動の充実に一層努めてまいりたいと存じます。会員並びに関係の皆様方の倍旧のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



「耐震化実践アプローチセミナーin横浜」を開催 ～建築物耐震化プロジェクト～

当協会は、12月9日(火)に「耐震化実践アプローチセミナーin横浜」をかながわ労働プラザ3階ホールにおいて開催した。



▲松崎新規事業委員長

当協会ではこれまで、東京都の耐震キャンペーン(夏・冬)に合わせてセミナーを6回開催し、東京都が指定する特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化に取り組んできたが、耐震改修促進法の改正に伴い、このほど、横浜市においても耐震改修促進計画を改訂し、「耐震診断義務付け道路」を指定したことから、横浜市内の同道路沿道建築物の耐震化に寄与することを目的として、「耐震化実践アプローチセミナーin横浜」を開催することとした。

当日は、松崎新規事業委員長の開会挨拶に続き、(有)TASS設計室 代表取締役酒井善明氏の講演を行った。参加者は51名。

参加者のアンケートでは、「実例を交えた説明で分かりやすかった」との回答が多数寄せられ、セミナーは成功裏に終了した。

セミナーの概要は以下のとおり。

主催 (一社)全国住宅産業協会
後援 横浜市建築局、(公財)日本賃貸住宅管理協会、野村證券(株)、(株)三井住友銀行
日時 平成26年12月9日(火) 18:00～20:00

場所 かながわ労働プラザ3階ホール
内容

(1)開会挨拶

松崎 隆司 理事・新規事業委員長

(2)講演

耐震改修の手法

～耐震工事の経験から学ぶ手法と対策～

講師 (有)TASS設計室

代表取締役 酒井 善明 氏

運営対応企業(順不同)

(株)アーバネットコーポレーション、(株)石橋地域振興総合研究所、(株)NIC、(株)エヌ・アンド・シー、(株)グローバル・エルシード、(株)合田工務店、(株)サンセイランディック、(株)ジーシーエムコーポレーション、(株)ジェイ・エス・プラス、多田建設(株)、リージェン(株)



▲セミナー

目次

- ・平成27年年頭所感……………2
- ・「耐震化実践アプローチセミナーin横浜」を開催…3
- ・宅地建物取引主任者法定講習のご案内…4
- ・全住協セミナー「成年後見制度
～安心と信頼の不動産取引のために～」…5
- ・優良事業表彰受賞プロジェクト紹介
(ガーラ・ヒルズ新宿)……………8
- ・賛助会員プロフィール(日本住宅管理(株))…9
- ・会員紹介「私が社長です。」(株)フジトミ)…10
- ・協会だより……………10

宅地建物取引主任者法定講習のご案内

当協会では、宅地建物取引主任者法定講習を下記の要領で実施いたします。

1. 講習日

平成27年3月6日(金)

2. 講習時間

10時～16時40分

3. 受講対象者

東京都、埼玉・千葉・神奈川・静岡の各県に登録している取引主任者で、新たに取引主任者証の交付を希望する方及び有効期限が平成27年3月6日～平成27年9月5日までの主任者証をお持ちで更新を希望する方。

※有効期限の6か月前から受講できます。

※定員になり次第締め切りますので、ご了承ください。

4. 申込み方法

来所による受付です。

受付時間 10時～17時

(12時～13時除く、土・日・祝祭日は休み。)

申込み時に必要なもの、留意事項等、詳細はお問合せください。

5. 申込み・問合せ等

(一社)全国住宅産業協会 事務局

住所 千代田区麴町5-3 麴町中田ビル8階

TEL 03-3511-0611

6. 講習会場

連合会館

(JR御茶ノ水駅聖橋口下車徒歩5分)

住所 千代田区神田駿河台3-2-11

TEL 03-3253-1771

特保住宅検査員研修(共同住宅)兼 制度説明会の開催について

当協会は全ての住宅瑕疵担保責任保険法人から一定の要件を満たした「特定団体(共同住宅)」として認定されており、会員等が供給する新築共同住宅には保険料等の軽減が適用されていますが、このたび、新築共同住宅における自主検査制度を開始することとし、自主検査を行う特保住宅検査員を登録するための研修会を開催します。詳細は、全住協HP会員専用ページよりご確認ください。

1. 受講対象者

特保住宅検査員として、新規に登録を希望される方等

2. 自主検査受付開始

平成27年2月2日以降の自主検査実施から

※今回の研修受講者による自主検査は共同住宅限定です。

3. 研修会場

研修時間は全て13:30～17:00です。

- ①名古屋 1/19(月) 中日パレス
- ②大阪 1/20(火) 阪急グランドビル
- ③福岡 1/29(木) 第2大西ビル
- ④東京 2/3(火) 弘済会館
- ⑤札幌 2/6(金) 札幌第一ホテル

4. 申込み・問合せ先

(一社)全国住宅産業協会 事務局

TEL 03-3511-0611

[URL] <http://www.zenjukyo.jp/member/index.php?type=tokuho>

「成年後見制度～安心と信頼の不動産取引のために～」

講師：東京大学政策ビジョン研究センター市民後見研究実証プロジェクト
学術支援専門職員 金原 和也 氏

セミナーを開催いたしましたので、下記にご紹介いたします。

成年後見制度とは

最近、後見人を介した不動産取引が増えているようですが、皆様の中で今までに後見人と不動産取引の経験がある方はいらっしゃいますか？後見人や後見制度を利用している方と全く接したことがない方がほとんどでしょうか？

成年後見制度は2000年から開始された制度です。後見制度の前には禁治産・準禁治産制度があり、主に心神耗弱者の方や浪費の方を対象として、どちらかという本人の権利を制約してしまうものでした。

同年に介護保険法ができたことで、従来の措置制度から自分自身で責任をもって契約してサービスを利用することになりました。一方、認知症など判断能力がなければ、本人を代理して手続きしてくれる人が必要になるため成年後見制度が始まったわけです。これらの制度はいわば「車の両輪」です。

今年で成年後見制度開始から14年経ちますが、現在、認知症や認知症予備軍を含めると600～800万人とも言われる中、制度利用者は18万人もいません。介護保険利用者に比べかなり少なくなっています。

この背景として、第一に制度に対する誤解があります。お金がある人や独り暮らしで困っている人のための制度ではないかと思われている方も多いようです。本来は精神上の障害により、判断能力を失いつつある、もしくは失ってしまった方の“うしろだて”となって支えるための制度で、対象者は、認知症や知的障害、精神障害、高次機能障害等がある方です。

現在、私自身が母親の補助人をしていますが、順調に補助人に就任した訳ではありません。母

親が認知症の診断を受けた際、医師から後見制度の利用を勧められましたが、役所に相談に行くと「そんなに大きな財産があるわけでもないし、一人っ子なら相続で揉めることもないから、すぐに成年後見制度を利用しなくていいのではないか」と言われてしまいました。それくらい制度が誤解されているのです。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度があります。任意後見制度は、判断能力を失う前に一番信頼できる人に後見をお願いしておきます。依頼内容や費用等を公正証書に定め、本人の判断能力が低下してきた際、家庭裁判所（以下「家裁」）に「任意後見監督人」選任申立てをし、確定した時点から任意後見が開始されます。任意後見の場合、私的自治の拡大というところで代理権しかありません。

法定後見制度は、既に判断能力が不十分な場合に利用します。認知症が重度になって、自分の名前や家族の顔も分からないという状況になってしまうと法定後見制度しか利用できません。大きな特徴として家裁が全部決めます。後見人も候補者がそのまま就任できるか分かりませんし、後見人の報酬も報酬付与申し立てを受けて家裁が決定します。

法定後見は、本人の判断能力に応じて3類型あります。日常的な買い物もできない位、本人の判断能力が全くないのが「後見」です。自分の財産を管理・処分できず、例えば自分が施設に入所するための費用を捻出するため自宅を売却するといった重要な財産行為も全くできません。

「保佐」は判断能力が著しく不十分で重要な財産行為はできない、買い物くらいはできるときもあるし、できないときもあります。自己の財産を管理・処分するときは常に援助が必要で

ある状態です。

「補助」は、判断能力が不十分です。重要な財産行為が適切に行えるか不安がある。一人でできないわけではないが、よく分かる人が一緒にやってもらった方が本人には不利にならないという場合が該当します。

成年後見制度の利用例

任意後見・法定後見を確認したところで、実際の利用例をいくつか見ていきます。

第一に、今は判断能力に問題ないが将来認知症になってしまったら自宅を売却して有料老人ホームに入居したい、またしっかりと介護サービスを受けたい場合等です。今は認知症ではないので任意後見契約をして将来に備えます。

第二に、父親の認知症がかなり進んでしまって、息子が父親名義の不動産を売却して介護費用に充てたい場合です。こういうご相談は皆様のお取引の中でも結構あるかもしれませんが、このまま売却手続きを進めると非常に大きな問題になってしまいます。法定後見制度で後見人を立てないと不動産を売却したりできませんとお断りする必要がでてきます。法定後見制度を利用して、後見人と取引をすることで事業リスクも回避できます。

第三に、成人した知的障害者の親で、自分の亡き後、我が子のために財産を残す方法や財産の使い方等どうしたら良いかという場合です。これは本人が成人していますから、障害の程度にもよりますが法定後見制度を使います。そして、財産の管理、特に動産に関しては福祉型民事信託を活用したり、両親が健在な内に任意後見契約を締結して、将来両親が判断能力を失ってしまった際に子供のことをどうするか決めておくという二段構え、三段構えの方法を取った方が良いと思います。

後見人の役割

成年後見制度には3つの基本理念があります。一つは「自己決定の尊重」です。どんなに重

い障害や認知症があっても能力や意思は全くなくなるわけではありません。能力や判断力が衰えていたとしても、その人の残された能力を最大限活用し、尊重する「残存能力の活用」が大切です。最後に「ノーマライゼーション」です。障害があろうがなかろうが同じ時代に生きているわけですから皆一緒に生きていこうという価値観です。

成年後見人は、あくまで本人の代理人です。その中でその人らしい生活の実現とか、持っている財産をどう活用するかというところに本人の最善の利益を実現するために支援します。

後見人の仕事で1つ大きなものは財産管理、本人の財産を維持管理する行為です。そして身上監護として本人に必要な衣食住、生活に関する手配、療養、介護の手配等を行います。

不動産の財産管理で特に留意すべき点は、不動産を売却するときに後見人は事前に家裁の許可が必要になることです。これは、認知症や知的障害、精神障害等で後見制度を利用する方は環境が変わると症状が悪化するケースがあるので、本人の精神状態が本当に維持できるのかを家裁が判断します。そのため、売買契約書等には家裁の許可を契約の停止条件として盛り込む必要があります。

後見の担い手と市民後見人

後見の担い手としては親族と第三者になります。第三者は弁護士や司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職後見人がいます。また、非専門職としては法律や福祉の専門資格を持たない個人や社会福祉協議会、NPOなどの法人も後見人になることができます。

特に非専門職としては、「市民後見人」というものがあります。東京大学が開設している市民後見人養成講座では、まだまだ体が元気で地域のために貢献したいという退職シニア層の方が多く受講し、新しい権利擁護の担い手として活躍しています。

後見の基本は「生活」にかかわるところにあ

ることから、同じ地域に住まう市民が、同じ地域で認知症等で判断能力が不十分で困っている市民をきめ細やかに支援する「市民後見人」の取り組みが注目されています。

今後、高齢者や認知症の方が増えていく中で、国としては在宅介護を進めています。そうは言っても来た時がきたら介護施設に入らなくてはなりません。あるいは自宅を売却する、リバースモーゲージなどを使って生活していかなば

ならない事例も増えていくでしょう。そのときに不動産業の方と後見人の方の取引は大きなお金を動かさなければならない、言われるがまま判子を押したりして大丈夫なのかと心配になるケースの増加が想定されますので、ぜひ貴協会を通じてご支援ご協力をいただければ我々も非常に心強く思います。今後とも是非よろしくお願いいたします。

(文責 編集部)

明海大学企業推薦特別入学試験 (B日程) について

当協会は明海大学と「不動産学」の教育・研究に関する協定を締結し、不動産学の研究、人材の育成に取り組んでいますが、その一環として明海大学不動産学部への志願者の推薦を行っています。

企業推薦特別入学試験 (B日程) の概要は以下のとおりです。

1. 出願資格

- (1) 明海大学不動産学部を第一志望とし、次の①から③のいずれかに該当する資格を有し、かつ(2)の要件を満たす者。
 - ①高等学校、中等教育学校または専修学校の高等課程を卒業(修了)した者及び2015(平成27)年3月卒業(修了)見込みの者。
 - ②通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2015(平成27)年3月修了見込みの者。(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
 - ③学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2015(平成27)年3月31日までにこれに該当する見込みの者。
- (2) 全住協に所属する企業に勤務している者、または同大学卒業後に会員企業等への就職を希望する者。

2. 募集人員・入学試験日程

- (1) 募集人員
不動産学部不動産学科35名
(実施済みA日程を含む)
- (2) 試験日程等
願書受付期間 2月19日～3月4日
試験日 3月17日
合格発表 3月18日
入学手続期限 3月25日
- (3) 試験会場及び合格発表場所
明海大学浦安キャンパス
- (4) 試験科目・試験時間
9:30 集合
10:00～ 面接

3. 注意事項

本入学試験制度による入学者は、転学部はできません。

4. 出願手続き

- (1) 入学検定料 30,000円
- (2) 提出方法 特定記録・速達にて全住協事務局宛に郵送。

5. 書類請求・問合せ等

- ・(一社)全国住宅産業協会 事務局
TEL 03-3511-0611(担当:岩脇)
- ・明海大学浦安キャンパス入試事務室
TEL 047-355-5116

6. 合否判定

面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、合格者を決定します。

優良事業表彰受賞プロジェクト紹介

第4回優良事業表彰受賞プロジェクトを順次ご紹介いたします。

優良事業賞

中高層分譲住宅部門 (ワンルーム)

「ガーラ・ヒルズ新宿」

(株)エフ・ジェー・ネクスト

【事業コンセプト】

本事業コンセプトは「都市生活からプライベートな世界への誘い」です。

本物件はJR総武線「大久保」駅から徒歩8分、JR山手線「新大久保」駅から徒歩12分の立地にあり、交通利便性、立地条件などから、入居者層は単身者やDINKSになるであろうことを意識し、住戸面積の広さよりも住戸プランを充実させたコンパクトマンションの分譲事業を推進しました。

商品企画では敷地面積約1,850㎡の広さを活かすため、設計会社である(株)エル設計事務所と協議を行い、平面計画に工夫を凝らしました。エントランスホールを広めに設計し、敷地内に吹き抜けのパティオ(中庭)を設けることで、建物全体を開放感のある空間に創造しました。また、本物件所在地は、新宿駅から2km圏という都心にありながら、新宿エリアと思えないほど静謐な周辺環境にあり、利便性と住み心地を併せ持った物件に仕上げました。

【商品性】

建物外観は黒を基調とした落ち着いたデザインとエントランス廻りに配した天然石や御影石が、



南側外観

建物の格調を高めました。建物の壁面には、風格ある門構えと天然石のアクセントを意匠として加え、威厳と誇りが漂うファサードを演出しました。

間取りはコンセプトに基づき、DINKS向け住戸・単身者向けの住戸をそれぞれバランスよく組み



アプローチ(夜景)

合わせ、44タイプという豊富な間取りプランを設計しました。その中でもワンルームタイプは居住者のライフスタイルに合わせられるよう25タイプと多彩なバリエーションを用意しました。ウォークインクローゼットやクローゼット内の可動棚、リネン庫などの収納面に加え、追焚機能付きのオートバスなど、居住者が快適な生活を送れるよう住戸設備の充実に注力しました。(住戸タイプにより搭載設備は異なります。)セキュリティ面では、カードキーシステムを採用し、1枚のカードでオートロック、エレベーター、玄関と各住戸に入るまでの三重の施錠により、女性1人でも安心して暮らせる安全性を確保しました。

【事業成果】

本物件は販売開始後、ワンルームに関してはわずか1か月で完売し、その他タイプについても引渡月内までに全て完売いたしました。これらの要因としては物件の立地・交通利便性のみならず、多彩な間取りによる選択性の高さや販売価格2,500万円台～4,500万円台と幅広く金額設定したことにより、実需目的の購入者・投資目的の購入者の両消費者のニーズに合わせた提案が可能となったことが挙げられます。そのほか、住戸設備のグレードの高さや建物のデザイン性、豊富な住戸バリエーションにこだわった結果、周辺物件との差別化を図ることができ、順調な販売進捗につながったと考えられます。

【物件概要】

敷地面積	1,849.66㎡
延床面積	4,975.58㎡
構造・規模	鉄筋コンクリート造地上5階 地下1階建
住戸総数	130戸(管理員控室1戸を含む)

◆ 賛助会員プロフィール ◆

＝新たな事業展開にお役立てください＝

日本住宅管理(株)

事業内容

1. マンション・ビル等の総合管理事業
2. マンション・ビル等のリニューアル工事事業
3. 関連事業
(住宅関連商品販売・損害保険代理事業など)

セールスポイント

わたしたち日本住宅管理は、お客様との信頼関係を第一に考え、スピーディーな対応力、すべてお任せいただける総合力でお応えする独立系マンション管理会社です。

長年の実績と信頼をベースに、さらに多様化するニーズにもお応えし、管理組合様のベストパートナーとして、そしてマンション管理のプロフェッショナルとして、安全・安心で快適な住まいと暮らしをこれからも提供してまいります。

当社は、関東・関西地区を中心に約77,000戸の管理実績がございます。

皆様のご要望に柔軟な対応が出来る「使い勝手の良い管理会社」です。

分譲マンションの総合管理で培ってきたノウハウをベースにあらゆるマンションの事業主様、オーナー様のニーズに合わせた最適な管理メニューのご提案とサポートをしております。

事業計画段階からサポート

新築マンションの事業計画段階から綿密な打合せを重ね、管理会社の視点から事業主様をしっかりサポートします。

- 物件立上げサポート
- 長期修繕計画作成
- 組合運営サポート
- アフター窓口サポート
- 使用料収納サポート
- リニューアルサポート
- 防災・防犯のご提案
- 規約作成・重説チェック
- 内覧会サポート
- 緊急対応サポート
- 入居者管理サポート
- 駐車場運営サポート
- 専有部サービス

グループによるシナジー効果

当社は東証一部上場の建物総合管理会社日本管財株式会社との経営統合により両社の相乗効果を発揮し、マンションの資産価値を守り、お



住まいのみなさまに快適で安心安全な住環境を提供するため、より一層の業務品質向上と商品メニューの充実に努めてまいります。

また日本住宅管理と日本管財株式会社住宅事業それぞれの優れた経営資源を活用しながら、ノウハウやシステム、管理サービスの共有化を進め、より高品質なサービスの提供を行います。



全住協メンバーへのメッセージ

わたしたち日本住宅管理は、マンション管理のプロとして、皆様のベストパートナーとしてファミリーマンションから投資型分譲マンション、賃貸マンションの事業主様、入居者様をフルサポート致します。

マンション管理に関することなら何なりと当社へご相談下さい。

会社プロフィール

代表者：代表取締役社長 山本 順一
：代表取締役 盛 孝志

設立：昭和52年4月28日

所在地：(本社)大阪市中央区淡路町3-1-5

T E L：06-6229-1771 (代表)

(関東支店)東京都中央区区室町4-3-16

T E L：03-6214-2512

F A X：03-6214-2513

U R L：http://www.njk21.co.jp

会員紹介

「私 が 社 長 で す 。」

会員各社の代表者を順次ご紹介しております。

(株)フジトミ
代表取締役社長

細金 英光
(ほそがね ひでみつ)



[代表者]

生年月日 昭和41年2月20日

出身地 東京都

趣味 楽器演奏

[会社]

住所 〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-15-5

電話 03-4589-5500

会社設立 昭和27年11月

資本金 12億円

主 業 務 商品先物取引・不動産
売 上 20億円(平成26年3月期)
関 連 会 社 (株)小林洋行
所 属 本部
会 社 概 要

平成23年より、経営多角化の一環として不動産事業を開始した。首都圏を中心に、区分マンション・開発用地・一棟集合住宅など、あらゆる不動産を対象として投資し、商品化の上で販売もしくは継続保有しその運用などを行っている。

トップから一言

不動産事業への参入からまだ日の浅い会社ですが、これからも全住協会員の皆様のご指導・ご協力を得て、少しでも業界発展のお役に立てればと考えております。

協会だより

委員会開催状況

[総務委員会]

日時 平成26年12月2日(火) 17:30~20:30

場所 ヴァッカロッサ

議 事 全住協協会交流会、宅地建物取引士受験対策講座(案)についての報告等を行った。

[組織委員会]

日時 平成26年12月3日(水) 15:30~16:50

場所 弘済会館

議 事 不動産公正競争規約研修会、住生活女性会議、全住協ビジネスネットワーク等について報告を行った。

[広報委員会]

日時 平成26年11月28日(金) 17:00~20:00

場所 中国飯店

議 事 社員向けメールマガジンの内容等について審議を行った。

[政策委員会]

日時 平成26年12月4日(木) 18:00~20:00

場所 アンダーズ東京

議 事 政策活動、今後の税制改正スケジュール等について報告を行った。

[戸建住宅委員会]

日時 平成26年12月5日(金) 15:00~16:50

場所 弘済会館

議 事 「2015年度の戸建分譲市況展望と住宅着工予測」についての講演等を行った。

[流通委員会]

日時 平成26年12月15日(月) 15:30~17:20

場所 東京グリーンパレス

議 事 「不動産市場の状況について」「不動産流通諸制度の状況について」等の講演等を行った。

協会だより

[新規事業委員会]

日 時 平成26年12月16日(火) 17:30~18:15
 場 所 弘済会館
 議 事 建築物耐震化、後見人制度、空き家対策の研究等について、報告及び審議を行った。

代表者変更

会 社 名 株式会社新建新聞社
 新代表者 三浦 祐成

住所変更

会 社 名 賃貸あんしん保証株式会社
 新 住 所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-11-8 西銀MIDビル6階
 T E L 03-6327-5430 (従来どおり)
 F A X 03-6327-5470 (従来どおり)

会 社 名 株式会社ヤマゼングローバル
 新 住 所 〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3-12-13
 T E L 058-275-4323

業務日誌

11月25日(火)	・中国支部幹事会を開催。
26日(水)	・東南アジア不動産事情セミナーを開催。(弘済会館) ・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山副会長ほかが出席。 (ホテルグランドヒル市ヶ谷)
27日(木)	・不動産公正競争規約研修会を開催。(弘済会館) ・北海道支部例会を開催。
28日(金)	・広報委員会を開催。(中国飯店)
12月2日(火)	・総務委員会を開催。(ヴァッカロッサ)
3日(水)	・組織委員会を開催。(弘済会館)
4日(木)	・政策委員会を開催。(アンダーズ東京)
5日(金)	・戸建住宅委員会を開催。(弘済会館)
9日(火)	・耐震化実践アプローチセミナーin 横浜を開催。(かながわ労働プラザ)
11日(木)	・(公財)不動産流通近代化センター「新名称検討委員会」に牧山副会長が出席。 ((公財)不動産流通近代化センター)
12日(金)	・在京五役懇親会を開催。(ホテルニューオータニ)
15日(月)	・流通委員会を開催。(東京グリーンパレス)
16日(火)	・新規事業委員会を開催。(弘済会館) ・(公財)東日本不動産流通機構理事会に神山会長、牧山副会長ほかが出席。 (京王プラザホテル) ・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山副会長ほかが出席。 (ホテルグランドヒル市ヶ谷)

F A X 058-274-8889

登録変更

旧 株式会社タクエー
 新 タクエーホーム株式会社
 代 表 者 永谷 和子
 住 所 〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-30-5
 T E L 045-412-1111 (従来どおり)
 F A X 045-412-5555 (従来どおり)

東京都2015冬耐震キャンペーン

東京都では、平成27年1月10日から22日まで耐震キャンペーンを開催し、当協会が主催する「耐震化実践アプローチセミナー」などのイベントを行います。

●「耐震化実践アプローチセミナー&個別相談会」

日 時 平成27年1月22日(木)
 18:00~20:30
 場 所 東京都庁第一本庁舎5階大会議場
 定 員 500名(事前申込制)
 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会
 TEL 0120-363-232

会報 全住協 通巻22号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
 (平成27年1月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協の主な事業と活動は次のとおりです。

協会への入会をご勧誘ください。

- ◎FAXによる「全住協 NEWS」のほか会報「全住協」やホームページによりの確な情報提供を行っています。
- ◎会員各社の要望・意見を取りまとめ、関係機関に政策提言を行っています。
- ◎各委員会によるテーマに沿った研究と研修会、情報交換を随時行っています。
- ◎協会会員は全住協サブセンターを通じ、原則無料で(公財)東日本不動産流通機構を利用できます。
- ◎住宅保証機構(株)、(株)住宅あんしん保証、(株)日本住宅保証検査機構、(株)ハウスジーマン及びハウスプラス住宅保証(株)の認定を受け、協会会員が住宅瑕疵担保責任保険を利用する際、保険料の割引や検査の合理化等の特典を受けることができます。
- ◎図面や点検・修理結果など住宅履歴情報の蓄積を行うほか、顧客へのアフターサービスを支援する機能を持つ、「全住協いえるて」を運営しており、会員は低料金で利用できます。
- ◎病気や事故の場合に医療保障、所得補償が受けられる全住協「新保障制度」を実施しています。会員は安い掛金で加入できます。
- ◎不動産情報の検索サイト「全住協 NET」を通じ全国の消費者に不動産情報を発信できます。また、これらの情報は、不動産ジャパンにも掲載されます。

入会基準等については事務局(TEL:03-3511-0611)までお問い合わせください。

団体会員

(一社)北海道住宅都市開発協会	〒060-0061 北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
(一社)秋田県住宅地協	〒010-0951 秋田県秋田山王5-14-1サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
(一社)富山県住宅地協	〒939-8084 富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
(一社)北陸住宅地経営協会	〒910-0023 福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011
(一社)静岡県都市開発協会	〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
(一社)東海住宅産業協会	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
(一社)中京住宅産業協会	〒460-0007 愛知県名古屋市中区新栄2-1-9 FLEX14F	TEL.052-261-8961 FAX.052-251-3755
(一社)関西住宅産業協会	〒530-0027 大阪府大阪市北区堂山町1-5 三共梅田ビル4F	TEL.06-6313-0321 FAX.06-6313-1655
(一社)岡山県住宅地供給協会	〒700-0901 岡山県岡山市北区本町4-18 コア本町3F	TEL.086-231-0990 FAX.086-225-1904
(一社)広島県住宅産業協会	〒730-0011 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
(一社)四国住宅地経営協会	〒760-0018 香川県高松市天神前9-5	TEL.087-861-9335 FAX.087-861-9335
(一社)九州住宅建設産業協会	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
(一社)九州分譲住宅協会	〒814-0022 福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
(一社)沖縄住宅産業協会	〒900-0032 沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410

支部

北海道支部	〒063-0836 北海道札幌市西区発寒16条12-1-1	TEL.011-664-8662 FAX.011-664-8662
東北支部	〒981-3414 宮城県黒川郡大和町鶴巣太田字巻町田24-5	TEL.022-347-7251 FAX.022-347-7252
信越支部	〒388-8007 長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551
北陸支部	〒922-0242 石川県加賀市山代温泉29戊54	TEL.0761-77-8866 FAX.0761-77-8869
関西支部	〒541-0057 大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
中国支部	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀6-16 第一東亜ビル3F	TEL.082-228-5002 FAX.082-228-5068

本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <http://www.zenjukyo.jp/>



一般社団法人 全国住宅産業協会

